



# 山形県公報

平成21年4月21日（火）  
第2036号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（最上総合支庁福祉課）…529
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…530
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…531
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…532
- 民有保安林の指定の予定……………（森 林 課）…533
- 一般国道の供用の開始……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 都市公園の区域の変更……………（都市計画課）…同
- 都市計画の変更……………（同）…535
- 環境影響評価書の縦覧……………（同）…同
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………（建築住宅課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（出 納 局）…536

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（病院事業局）…同
- 同……………（同）…537

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                              | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------|------------|
| 医療法人徳洲会<br>大阪府大阪市北区梅田一丁目<br>3番1-1200号 | 医療法人徳洲会新庄徳洲会訪問看護ステーション<br>新庄市大字鳥越字駒場4623 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成21. 4. 1 |

**山形県告示第448号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地  | 事務所の名称及び所在地                      | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人土田医院<br>新庄市桧町18番地2 | 医療法人土田医院訪問介護ステーション<br>新庄市桧町18番地2 | 介護予防訪問介護    | 平成21. 3. 31 |

**山形県告示第449号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
平成21年4月10日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第450号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
平成21年4月10日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第451号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、梨郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 鈴 木 清 市   | 南陽市梨郷1365－ 1    |
| 同        | 鈴 木 隆     | 同 1398－ 1       |
| 同        | 松 木 和 夫   | 同 889           |
| 同        | 鈴 木 市右エ門  | 同 754－ 5        |
| 同        | 高 瀬 哲 雄   | 東置賜郡川西町大字大塚1394 |
| 監 事      | 森 谷 秀 一   | 同 2175          |
| 同        | 鈴 木 周 一 郎 | 南陽市梨郷2045       |

## 山形県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、梨郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名      | 住 所             |
|----------|----------|-----------------|
| 理 事      | 鈴 木 清 市  | 南陽市梨郷1365－ 1    |
| 同        | 鈴 木 隆    | 同 1398－ 1       |
| 同        | 松 木 和 夫  | 同 889           |
| 同        | 鈴 木 市右エ門 | 同 754－ 5        |
| 同        | 佐 藤 興 市  | 東置賜郡川西町大字大塚1524 |
| 監 事      | 松 木 清 悦  | 南陽市梨郷812        |
| 同        | 鈴 木 和 夫  | 同 2076          |

## 山形県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮎貝堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 小口祐一  | 西置賜郡白鷹町大字箕和田573 |
| 同        | 加藤嘉郎  | 同 大字鮎貝3228-1    |
| 同        | 土屋貞夫  | 同 大字高岡5525-3    |
| 同        | 樋口秀一  | 同 大字深山673       |
| 同        | 金子勝見  | 同 大字鮎貝2299      |
| 同        | 横沢勝三  | 同 大字黒鴨805-1     |
| 同        | 石川栄一  | 同 大字鮎貝1532-6    |
| 同        | 岡崎鹿造  | 同 大字菖蒲1476-1    |
| 同        | 榎本正弘  | 同 大字山口264-1     |
| 監事       | 佐藤進一  | 同 大字鮎貝5216-18   |
| 同        | 樋口哲夫  | 同 大字鮎貝2293      |
| 同        | 矢羽木信作 | 同 大字鮎貝3332      |

## 山形県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮎貝堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年4月21日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                |
|----------|------|-------------------|
| 理事       | 加藤嘉郎 | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3228-1 |
| 同        | 樋口秀一 | 同 大字深山673         |
| 同        | 榎本正弘 | 同 大字山口264-1       |
| 同        | 江口幸一 | 同 大字鮎貝5220-79     |
| 同        | 金子勝見 | 同 大字鮎貝2299        |
| 同        | 横沢勝三 | 同 大字黒鴨805-1       |
| 同        | 石川栄一 | 同 大字鮎貝1532-6      |

|     |           |   |            |
|-----|-----------|---|------------|
| 同   | 岡 崎 鹿 造   | 同 | 大字菖蒲1476-1 |
| 同   | 横 澤 昭 吉   | 同 | 大字鮎貝4228   |
| 監 事 | 矢 羽 木 信 作 | 同 | 大字鮎貝3332   |
| 同   | 岡 部 勝 太 郎 | 同 | 大字鮎貝3264   |
| 同   | 迎 田 博 正   | 同 | 大字箕和田1117  |

**山形県告示第455号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東置賜郡高島町大字亀岡字弘川4029-1から4029-9まで
- 2 保安林指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は、択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び高島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第456号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年4月21日から同年5月4日まで縦覧に供する。  
平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市大字館山矢子町字小端443番1から  
同 字摺形一338番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年4月21日

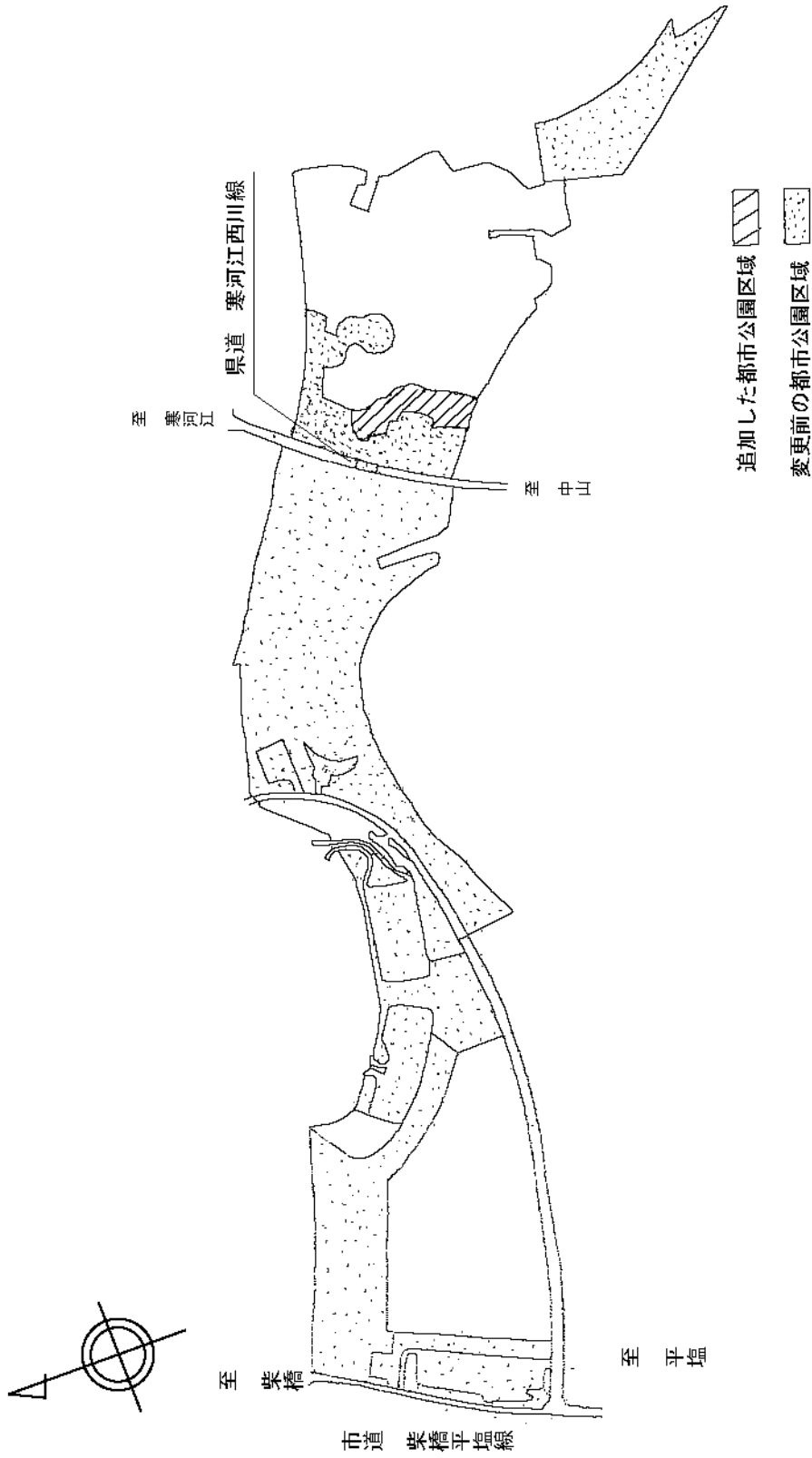
**山形県告示第457号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の区域を次のように変更し、平成21年4月21日から供用を開始する。  
なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。  
平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

最上川ふるさと総合公園の区域  
次の図のとおり

最上川ふるさと総合公園



**山形県告示第458号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 酒田都市計画道路
- (2) 名称 1・3・2号酒田遊佐線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 酒田市藤塚字南割、字ふけ田、字北割、穂積字沼田、字堂の前、字砂埋、字古分、字上市神村際、字上市神、字古川、宮海字日向古川、穂積字尻地、飽海郡遊佐町藤崎字茂り松、字漆原畑、字日向台、字茂森、字千代の藤、比子字服部興野、字下モ山、菅里字十里塚、藤崎字竇垣下、字下モ山、菅里字菅野南山、宮田字西家妻、字丸子、北目字丸子、字下中瀬、字割目、字野瀬、字田屋敷、字野田 地内
- (2) 削除する部分 なし

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第459号**

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項の規定により、次の都市計画対象事業について環境影響評価書を作成したので、縦覧に供する。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 酒田都市計画道路1・3・2号酒田遊佐線
- (2) 種類 一般国道の改築
- (3) 規模 4車線、延長約11.9キロメートル

## 2 都市計画決定権者の名称

山形県

## 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

酒田市及び飽海郡遊佐町の区域

## 4 関係地域の範囲

酒田市及び飽海郡遊佐町の区域

## 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所及び遊佐町役場
- (2) 期間 平成21年4月21日から同年5月29日まで
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

**山形県告示第460号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第6項ただし書（同法第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日時 平成21年4月27日（月） 午後2時から

2 場所 鶴岡市本町一丁目7番45号  
鶴岡市コミュニティプラザ セントル

3 申請者 鶴岡市馬場町11番63号  
株式会社まちづくり鶴岡 代表取締役 保科正彦

4 建築物の計画 鶴岡都市計画区域内の第二種住居地域である鶴岡市山王町地内での工場から映画館への用途の変更及び大規模な修繕（木造平屋建て及び鉄骨造2階建て、延べ面積3,577.06平方メートル）並

びに渡り廊下の増築（鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積49.42平方メートル）

### 山形県告示第461号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |             |              |   |   |   |
|-------|---|-------------|--------------|---|---|---|
| 別表第2中 | 〃 | 新庄支店新庄駅前出張所 | 新庄市沖の町3番3号   | 〃 | 〃 | を |
|       | 〃 | 上山支店矢来出張所   | 上市市矢来三丁目5番5号 | 〃 | 〃 |   |

|   |             |            |   |   |       |
|---|-------------|------------|---|---|-------|
| 〃 | 新庄支店新庄駅前出張所 | 新庄市沖の町3番3号 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|---|-------------|------------|---|---|-------|

#### 附 則

この規程は、平成21年6月22日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第6号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成21年4月21日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成21年4月23日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎601会議室
- 3 議 題
  - (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく有形文化財の指定について
  - (2) 山形県文化財保護条例第5条第1項の規定に基づく有形文化財の指定の解除について
  - (3) 山形県青年の家の指定管理者の募集について
  - (4) 山形県体育館、山形県武道館及び山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者の募集について
  - (5) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について
  - (6) 平成21年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
  - (7) 山形県産業教育審議会委員の解任及び委嘱（任命）について

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月21日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴



- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院総務課 山形市青柳1800番地 電話番号023(685)2660
- 3 落札者を決定した日 平成21年3月4日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本美装株式会社山形支店 山形市五日町10番16号106号室
- 5 落札金額 233,100,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成20年12月26日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月21日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
A重油（JIS1種2号）4,600キロリットル（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課用度係  
山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成21年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
野口鉱油株式会社  
天童市鎌田一丁目13番地の1
- 5 落札金額 46.20円（1リットル当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年2月13日

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤              | 正                            |
|-----------|------------|-----|----|----------------|------------------------------|
| 平成21.3.17 | 第2027号     | 243 | 14 | 第23条第1号から第6号まで | 第23条第1号から第4号まで、<br>第6号及び第7号、 |
| 同         | 同          | 同   | 18 | 第23条第7号、       | 第23条第5号、                     |
| 同 4.1     | 号外(19)     | 10  | 40 | 「賠償金（一件の金      | 」及び賠償金（一件の金                  |
| 同         | 同          | 11  | 1  | 揚              | 掲                            |

平成21年4月21日印刷  
平成21年4月21日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056